

第 607 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 15 年 7 月 11 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

(1) 庶務事項

ア 統計審議会専門委員の発令について

イ 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

○ 諮問第 290 号「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査の計画について」

(3) 答申事項

○ 諮問第 289 号の答申「農業経営統計調査の改正について」（案）

(4) 部会報告

(5) その他

4 配布資料

1) 統計審議会専門委員の発令について

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

3) 諮問第 290 号「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査の計画について」

4) 諮問第 289 号の答申「農業経営統計調査の改正について」（案）

5) 部会の開催状況

6) 指定調査の承認等の状況（平成 15 年 6 月分）

7) 平成 15 年 5 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 5 号）

8) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省上杉経済統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長

農林水産省山本統計部長、同宮尾経営・構造統計課長、

経済産業省仲田参事官、国土交通省矢島企画調整室長、東京都古河統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 庶務事項

1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 答申事項

○ 諮問第 289 号の答申「農業経営統計調査の改正について」(案)

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 4 の答申(案)の朗読を行った。続いて、須田農林水産統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

須田部会長) 5月の第 605 回統計審議会で諮問された「農業経営統計調査の改正について」は、農林水産統計部会で 4 回にわたり審議して、答申案を取りまとめた。このうち、第 85 回から第 87 回の部会の審議内容については、既に御報告しているとおりである。6月 26 日に開催された第 88 回の部会では、前回の諮問に係る平成 6 年の諮問第 214 号の答申への対応状況について報告を受けた後、残された課題はないか確認を行った。その後、調査実施部局から品目別経営統計の「品目」の設定基準の説明を受けた後、答申案について審議を行った。その結果、答申案については、部会での意見を踏まえ一部分言の修正を行うこととした上で、部会で了承された。第 88 回の部会の審議結果の概要については、資料 5 を配布しているので、答申案と併せて御覧いただきたい。

次に、答申案の内容について、ポイントを絞って御説明する。

まず調査体系については、農業経営に重点を置く調査にするとの方向性には賛成であるとの意見が多く出された。また、新たに設定した「営農類型」は、安定性・継続性のあるものとすべきとの意見があり、実施者から安定性の説明を聞いた上で、結論としては、営農類型別の統計に変更して農業全体の経営を見ることについては適当とした。

また、「農業組織経営体経営調査」と統合することについては、農業組織経営体は発展途上のものであり、指定統計に組み入れて大丈夫かとの意見もあったが、今後、この統計をより経営の統計らしいものにしていくための第一歩であると前向きにとらえ、適当とした。

調査客体として「経営体」という新たな概念を導入することについては、現在、2000 年農林業センサスを母集団情報としていることから、新たな経営体の定義付けができないため、2005 年に予定されている農林業センサスの結果を見て、改めて本調査における調査客体の検討をすべきではないかということで、今回は、経営体という概念は導入しないことにした。これにより、今回の資料では、諮問の際に「経営体」としていたところがすべて変更されている。ただし、調査客体の名称のみは、調査実施部局から提案のあった「販売農家」を「個別経営(販売農家)」に、また「農家以外の農業事業体」を「組織経営(農家以外の農業事業体)」とすることにした。

調査票については、経営体台帳を「経営台帳」に名称を変更することとした。また「経営台帳」については、本審議会の場においても、調査票としては調査客体からの申告事項に限定したものとすべきとの意見があったので、そのように修正した。

調査対象品目の中で今回新たに追加する品目として計画されていた繭については、これまでの経緯等を踏まえ、適当ではないとの結論になった。

部門別・品目別の資産・費用の配賦計算のうち、資産の配賦については、経営全体としての資産の評価は必要であろうが、部門別・品目別に配賦することには疑問があるとの意見が出された。しかし、現状では、行政上必要とされているので、利用者に誤解を招かないよう、報告書等において注意を喚起すべきであるとした。

調査名称については、調査客体に「経営体」という概念を導入しないこととしたため、今回は「経営体」という名称を使わず、従来どおりとすべきであるとした。

今後の課題としては、調査客体の範囲について、専門的な農家らしい農家に集中させるべきであるという意見や、農業や農業関連事業からの収入が50パーセント以上のものとすべきである、あるいは小規模経営を切るのではなく経営形態に着目すべきである等の様々な意見が出された。これら部会の中での意見を踏まえ、今後の課題として、経営に軸を置く調査としてどのような調査客体がふさわしいかを検討する必要があるとした。

調査事項では、部門別・品目別に資産を配賦することについては、先ほど述べたように、その合理性・有効性に疑問があるので、行政施策上の利用状況を見ながら、廃止することも考慮に入れ、見直しを行うべきであるとした。また、費用の配賦については、具体的な方向性の議論には至らなかったが、調査の難しい事項であることから、調査の範囲や事項も含め、調査担当者の能力に余り依存しなくてもいい方法を今後とも検討していただきたいと考え、その見直しについて検討すべきであるとした。

調査方法では、「経営台帳」については、調査事項が多く、現在のものを直ちに自計方式とするのは難しいと思うので、4ページ(4)の調査方法に示したとおり、職員・他計申告方式でやむを得ないとしたが、自計方式に変えた場合の調査客体の経営意識の啓発などのメリットを考慮して、試験的に調査客体自身に記入してもらうことを今後の課題として提案した。その際、2年目以降であれば、前年のデータをプレプリントすることにより記入量が少なくなることから、プレプリントを併せて検討する必要があるとした。

「現金出納帳・作業日誌」については、調査票のオンライン化まで実施するのはシステムのにも予算的にも色々問題があり難しいということであるが、フォーマットをパソコンで見られるようにすることや、既にパソコンで作成しているデータを調査票に利用できるようにすることを検討してもらいたいということで、今後の課題とした。

以上のような今後の課題もあるので、今後、2005年の農林業センサスの結果を受けて、標本設計を行う頃や、食料・農業・農村基本計画の見直しを行う時期をとらえて、調査実施部局には改善を図ってもらいたいと考えている。

[質 疑]

竹内会長) この内容は非常に複雑であるが、部会でも随分色々な点について御議論いただき、このような結論を出していただいたものと思う。

基本的には、統計というものは、行政需要に対応する面からやむを得ず実施しなければなくなっているものがあり、一方では、その行政需要にもっと対応するために積極的に実施しなければならないものがあるということの両方があるような感じがする。その点では、答申案の冒頭にもあるが、新たな農業経営関連施策の展開に係る行政需要に答えきれてない状況にあり、もっと積極的に変えなければならないものがあるということ。それに対して、農林水産省の方でもそれに対応することを考えておられるということ。そして、今回の計画もその一部ではあるが、農林業センサスの結果が改めて出るまで、今すぐには変えられないところもあるということが基本的な点として

ある。一方、例えば、資産・費用の配賦などについては、必ずしもこういうやり方をすることが適当かどうかについては疑問もあるが、行政需要からみて、現在の行政施策上、必要があるのでやむを得ずやっているという面もあり、行政需要に対応するための対応の仕方というのも二面あるような感じがする。簡単に言えば、農林水産省の政策そのものが、今までの農家保護という概念から、もっと農業という産業を振興するとか、場合によっては保護するという方向へウエイトを移しつつあると思うので、そういう施策全体としての方向性は日本経済全体の方向性にも合っていることから、統計もそれに対応して変わっていく必要があると思う。その意味では、農業経営統計調査の改正については、率直に言ってまだ中途半端なところはあるが、それはそれでやむを得ないと思っている。

今後の課題を色々出していただいているが、これらについては今後十分御検討いただき、次のセンサスの結果が出たときには、それから先の統計調査にどう反映するかについて、色々御審議を頂きたいと思う。

他に御意見はないか。

篠塚委員) 一つだけ確認をしたい。結局は、調査客体の名称を変えずにやるということで、農業センサスでとらえている「販売農家」がここでの調査客体になる。しかし、答申案の2ページのところで、「販売農家」を「個別経営（販売農家）」と呼び、もう一つの「農業以外の農業事業体」を「組織経営（農業以外の農業事業体）」と呼ぶとされているが、農林業センサスで定義している「販売農家」は、農地面積が30アール以上、収入が50万円以上でまずくられており、経営という概念が入るので、販売農家は客体ではあるけれども、農業年間従事日数が60日以上であるということが入ることで個別経営という名前になるというところらえ方でよいか。「販売農家」という言葉をそのまま使ってもいいと思うが、「販売農家」を「個別経営（販売農家）」とするという、その表現がよく分からない。

宮尾課長) 答申では、短い文章の中で表現しているので、やや混乱が生じているところもあると思うが、基本的にはセンサスにおける「販売農家」、「農家以外の農業事業体」と同じものがその調査客体ということになり、収入については調査の範囲を絞り込んでいる。

篠塚委員) 調査客体の概念及び定義は従来どおりとして変えないのであるならば、名称も用語も「販売農家」のままの方が非常にすっきりすると思うが、そこでは「販売農家」を「個別経営」という名称に変えるというように読めるので、混乱が生じているのではないか。

竹内会長) 私は、これでいいのではないかという気がする。つまり、これは農業経営統計調査であるから、対象はあくまでも農業経営であって、その意味では経営体としての農家が調査の対象になると思う。「農家」という言葉を使うと、必ずしも経営としてだけでなく、色々な意味に受け止められる。特に、農林水産省では、今まで農家を全部丸抱えで面倒を見ようという考え方が強くあったような気がするが、経営としてだけでなく、色々な課題で農家をとらえているわけであり、「販売農家」という言葉を使うと、調査客体が農家になってしまう。

これは、経営を主に調べているものであり、「販売農家」というものが経営体、つ

まり個別経営すなわち販売農家であるにとらえているので、同じものであっても、違う名前と呼ぶことによって、どういう方向からとらえるかということを示しているものだと私は思う。今後は、農林業センサスの結果によって更にそれを整理しようという方向にあると思うので、私はこれに賛成したい。事務局の立場としては、それによるしいか。

宮尾課長) おっしゃるとおり。

竹内会長) 他に御質問、御意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択することに致したいが、よろしいか。(異議なしとの声あり)

では、総務大臣に対してこれで答申をするということにしたい。

只今の答申に関して、農林水産省大臣官房の山本統計部長からごあいさつを頂く。

山本部長) 只今、農業経営統計調査の改正についての答申が採択されたことについて、調査実施者として一言申し上げさせていただきます。

今般の改正計画については、答申の中にもあるように、農家全体の全国レベルでの平均的な経営の姿を明らかにすることに主眼を置いていた調査体系から、「農業経営の展望」に示す地域営農類型を中心とする調査体系に改めるとともに、組織経営に関する調査を統合する等により、農業経営の実態をきめ細かく一体的にとらえようとするものである。この調査体系等の改正について、先ほど適当と認められるとの答申を頂くことができたので、平成16年1月から改正計画に基づく調査の実施が可能となった。これにより、農業経営関連諸施策の見直し、再編の検討、さらにはその実施に係る新たな行政需要に的確に応えることができるものと考えている。また、答申において指摘された課題については、今後検討を進め、2005年農林業センサスの結果を受けた標本設計の機会、具体的には平成18年以降となるが、その機会をとらえて、当審議会に御説明させていただくことになるものと考えている。

最後に、竹内会長、須田部会長を始め、委員、専門委員各位の熱心な御審議に感謝申し上げて、答申に対するごあいさつとさせていただきます。

(3) 諮問事項

- 諮問第290号「平成16年に実施される事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査の計画について」

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部の上杉経済統計課長及び経済産業省経済産業政策局調査統計部の仲田参事官が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

篠塚委員) 大規模な改革の計画案であり、久しぶりに大変な諮問がなされたと思って聞かせていただいた。

いくつか分からないところがあるので、質問し、後は意見を申し上げたい。

まず、諮問資料の参考2のA欄の「6 事業所の従業者数」のところをみると、今回の計画では、ジェンダーの要因とか、雇用形態の多様化というものを踏まえたものとなっており、かなり良くなっているのではないかと思う。そこで、一つは提案であるが、この左の方に「派遣・下請従業者」というものが書かれているが、そのうちの左側の「総数(1~6)の合計」のうち、派遣又は下請として・・・という欄は、

「総数」の左側に入れていただいた方がより分かり易いと思う。そうすると、この右側の欄に、「総数（1～6）の合計）のほかに・・・」という欄が残る形になるが、こういう新しい、派遣・下請従業者というものは、今後ますます増えていくと思うので、工夫をしながら、是非調査事項に取り入れていただきたい。それと同時に、おそらく外国人労働者の状況もかなり重要なテーマになってくると思うので、これもどこかに取り入れていただきたい。

それからもう一つは、A欄の「7 事業所の事業の種類」の欄については、前回の調査の情報をプレプリントの情報として使うということであるが、仮に2種類以上の事業を行っている場合で主な事業を挙げたときに、半々とか、均等に3つの分野でやっているような場合のウエイトがなかなかつけられない場合には、どのような書き方、どのような指導をすることになっているのか教えていただきたい。

それと同時に、右側の方に矢印があって「（1）の主な事業について、その生産品、取扱い商品又は営業種目を 収入額又は販売額の多い順に記入してください」とあるが、その次の括弧を読むと、「卸売業又は小売業の場合は、この欄ではなく第2面のB欄に・・・」と書かれているため、全体のところとサービス業のところの主な事業については、ここに記入することになるのかなと思う。そうだとすると、この「主な事業について その生産品 取扱い商品又は・・・」の記述のところは、「直接サービス業の種目を・・・」といった記述にした方が記入する者にとっては分かりやすいのではないか。

上杉課長）「6 事業所の従業者数」欄の御指摘のうち、「派遣・下請従業者」の左側の欄の調査項目を「総数」の中に入れてしまった方がいいという意見については、1)、2)、3)、4)、5)及び6)は、並列、これを足して総数になるようになっているので、この欄に言わば総数と違う切り口のものが入るということが、調査票の設計上、調査客体が記入する上で混乱しないかどうかといった点も含めて、少し検討させていただきたいと思う。

外国人労働者については、他の雇用統計との調査体系上の、つまり事業所・企業統計調査において従業者数欄でどこまでのデータを供出する役割を果たすべきかという、その分担論も視野に入れて検討させていただかなければならない課題であると思う。

それから、「7 事業所の事業の種類」欄であるが、事業所がいくつかの事業を営んでいる場合には、それぞれの固まりの事業のうち、収入額が多い順に記載していただくことになる。そして、一番収入額が多いもので産業分類格付けをするというのが基本的な考え方である。篠塚委員からの御質問にあった、三つがどれも同じというケースは非常にお答えしにくいケースになると思うが、プレプリント情報としては、いずれにしても平成13年の調査を基にしてその情報がここにプレプリントされているので、その後平成16年までの3か年間の間に種類ごとの収入金額のウエイトが変わったのであれば、当然変えていただくべきであり、それによって産業分類の格付けも変わることがあると考えている。

仲田参事官）それから、「7 事業所の事業の種類」の（2）欄のところに「卸売業又は小売業の場合は この欄でなく第2面のB欄に記入してください」という記述があるが、裏のB欄を見ていただくと分かるように、商業事業所の場合はいずれにしろここに主要

な上位3品目を書いていただくことになるが、ここで書くとまた同じことを商業のところでも書いていただくということにもなるので、記入者負担の軽減を図るためこのような記述になっている。ただ、事業所・企業統計調査そのものはすべての事業所を対象としているので、例えば製造業もすべて対象になるが、ここでの注意書きの対象になるのは卸売業又は小売業だけの場合である。したがって、製造業の場合は、造っている主要な製品名の上位三つを書くという形であるし、それ以外の事業所においても、必ずしもすべてがサービス業だけではなく、商品を扱う事業所もあるので、ここに「商品又は営業種目」ということで、上位主要なものを記入していただくように設計されている。

西村委員) 2点ほど伺いたい。

1点目は、先ほどの篠塚委員からの御指摘の件であるが、これの一つの問題というのは、要するに格付けの問題である。つまり、過去1年の収入額、販売額がオールタネートしているようなケースや、あっちへ行ったりこっちへ来たりしているようなケースがどのくらいあるのかは分からないが、そういうケースを格付けする際、どこに格付けするかということについては非常に難しい問題が色々出てくると思う。それから、事業所も最近、色々なことをやっていて、それで収入額や販売額が右や左に変動するようなものが段々増えていったりする場合、大分類の場合はもちろん問題ないが、小分類のデータについては、ある種の信頼性ということについて考えなければいけないのではないかということから、これは今後の課題にした方がいいのではないかと思う。

2点目は、商業統計調査のところの、要するに卸売・小売業について5品目を3品目に統合したが、これで十分だということであるとすると、今後の本調査でもこういうスタイルで行うのかどうかを伺いたい。

仲田参事官) 先ほど御説明したように、格付け、特に3けた分類で格付けを行う場合は、この上位3品目でほぼ問題はない。一部の各種商品を扱うものについては不一致となる場合があるが、これについては、平成14年調査のデータを用いることによって行う。ただ、今回の商業統計調査はあくまでも簡易調査であるので、そういう形で産業格付けをした販売額の総額が出る形になっているが、平成14年の商業統計調査における本調査の場合は、販売しているすべての商品について5けたの分類コードを振ってやっていただいた。これによって、実は産業格付けによる集計だけではなく、品目編という形で、各コモディティーがどういう形で売られているか、あるいは流通がどうなっているかがとれるということである。本調査では、あくまでも各事業所が扱っているすべての品目を調査するということが前提となっている。

廣松委員) 調査項目等の詳細に関しては、部会において詳しく御説明いただきたいと思うが、特にプレプリントのことにに関して2、3質問したい。

まず、先ほどの御説明では、第1面のところに「必ずお読みください」という欄があって、そこに6通りか7通りの文言があるというお話であった。調査員は、今の案だと大体、2調査区、約60事業所を担当されるということであるが、そうすると、その中に当然商業にかかわるものも入っているだろうし、あるいはサービス業にかかわっているものも入っていると思うが、その場合、どのようにしてこの調査票を配り分

ける計画なのか伺いたい。

2点目は、前回の教訓も踏まえて、売上金額等に関しては裏面の方に移したということであり、その意味では抵抗感をなくすという工夫がなされているようであるが、今度回収するときには、密封方式を採るといったような手立てを何か考えているのか。

3点目は、ある程度のスペースが必要といったような色々な問題点があるかと思うが、この一番左のところに、あらかじめ事業所の名称等、いわゆるプレプリントされている内容に「変更があれば修正してください」というのがあるが、全体に字が小さいというか、大変立て込んでいるような印象があるので、ここのところをもうちょっと強調するような工夫はできないものか。

上杉課長) 順次お答えすると、最初の誘導欄のところでは、まず今回、基本的なモデル的なパターンで申し上げると、1人の調査員が60事業所を受け持つが、そのうち商業事業所に当たるのが17事業所、サービス業基本調査のサンプルに当たるのが4事業所と考えている。冒頭申し上げたように、すべて存続事業所については、あらかじめ過去に得られたデータから事業所の名称、所在地等をプレプリントするので、いわば調査員の方は、その名称、所在地等を基に配布をしていただければ、そこにその事業所に対応した誘導欄の記述があるというイメージである。例えば、商業事業所であるならば、第2面のB欄にも「記入してください」といった記述が出てくることになり、サービス業基本調査のサンプルに当たっている4事業所、4枚の調査票には、第2面のC欄にも記入してくださいといった記述が出てくることになる。つまり、存続事業所については、個々の事業所の過去のデータに対応したプレプリントをあらかじめ打つということである。

新設の事業所については、新設事業所用のいわばプレプリントのない白紙の調査票の上に記入していただくことになるが、この誘導欄については、サービス業基本調査の指定調査区、つまり新設のサービス業事業所をとらえようとしている調査区か、そうでない調査区かに応じて2種類の調査票を用意しておくということである。それが第1点である。

2点目の密封の取扱いについてであるが、私どもでは、基本的に今回の調査においては平成11年調査と同じようなスタンスで考えており、正面からは密封の提出というのを予定はしていないという前提の下に調査をやろうと考えている。どうしても密封で提出したいという調査客体には、別途、整理用の封筒という格好で、整理用の封筒の中に調査票を入れ、それをテープ等で封印して提出していただくという場面はあろうかと思うが、実査に当たっては、そういう事業所はできるだけなくすというスタンスで臨みたいと考えている。密封提出の問題については、我々も色々検討したが、正面から認めると、結局のところその封を開けて審査をする市町村事務が非常に大変になるので、それはいかがなものかという慎重なスタンスを変えていない。

それから、全体の字が小さいのではないかという御指摘については、私どももこの調査票を設計するときに色々検討を行い、B4判の大きさにしたらどうかというようなことも検討した。実は、平成13年の事業所調査の本調査では調査票をB判にして行ったが、御案内のように行政文書はほとんどA4判化が進んでおり、A4判の色々な書類の中で調査票だけB判というのは実査上非常に大変だという声を実際聞いている。

そのようなことから、A判でできるだけコンパクトな調査票をということをコンセプトにして設計したところである。結果として、特に御高齢の方には見にくいようなところもあると思うが、そこは調査員の方によく補足していただくというようなことで、しっかり対応したいと考えている。

なお、御指摘いただいた左端の欄については、ワープロで作った関係上、このような小さな字になっているが、実際の調査票は、もう少し紙面の余白もあるので、もう少し強調するような字で書くことや、場合によっては、このところをもう少しデザイン的に目立つようにすることなどを考えており、その点については、今後まだ時間があるので、さらに調査票のデザイン的なものについてもうちよっと検討したいと思っている。

舟岡委員) 近年、本社等が経営情報について一括管理するようになり、事業所等の情報も本社等でなければ把握できないという状況にあることから、事業所に調査を依頼しても、それが本社にすべて返送され、本社で記入した後、また事業所に返されて調査員に渡すという調査のやり方に少しずつ変わってきている。このような状況を考えると、今回、本社等一括調査を商業事業所を中心に、その一部について事業所・企業統計調査でも導入できたことは画期的だと思っている。これについて少し質問したいが、本社等一括調査を商業統計調査で採用し得るためには、本社等一括調査を希望した会社があることによると思われるが、その情報をどうやって入手したのか。もし、その入手の仕方が適当であれば、商業事業所以外のところにも更に広げることが可能かもしれない。

2点目は、商業統計調査における本社等一括調査では、通常、本社等が傘下の商業事業所について把握しており、それについて一括記入するわけであるが、それ以外のケース、例えば統括管理事務所が本社等とは別にあった場合に、商業事務所について管理している統括管理事務所が記入するということがないのかどうか。その場合、若干懸念される点は、商業事業所については本社一括調査のなかで調査されるが、商業事業所以外については事業所・企業統計調査から漏れてしまうという危険がないのかどうか。

3点目は、本社等一括調査の対象となっている事業所は、商業統計調査のなかでどれぐらいの割合になっているのか。

仲田参事官) まず、最初の御質問である商業統計調査の場合の昨年行った本社等一括調査については、基準が設けられており、事業所の支店がある県の数、それに事業所の総数、これが一定以上ある企業については、本社一括調査の対象候補となっている。なお、この情報は、従前の商業統計調査の名簿から得られるので、その候補企業に本社一括調査を望むかどうかをアンケート調査して、本社一括調査をした方がいいという企業を対象に調査を行っている。したがって、機械的というか、従来の商業統計調査の名簿が基になる情報という形になっている。本社一括調査といっても、別に企業一まとめで聞くわけではないので、各事業所のデータを書いていただくが、どういう格好の調査が一番便利かということをそれぞれ打ち合せの上、実施している。その場合も、本社に直送する場合と本社のある県から調査を依頼する場合の2種類があるが、そういう形で相手方の調査対象と打ち合わせをし、一番効率のいい調査の仕方を採用して

いるということである。

2点目の、本社と統括管理事務所が別にあるような場合、どこで一括記入するかという御質問には、ちょっとお答えしづらい。

舟岡委員) 例えば、商業事業所については統括管理事務所が把握しているため、そこに一括調査を依頼して、各事業所の調査票を一括記入してもらっているというケースの場合で、商業事業所以外の管轄は本社等が行っているという形で役割分担等がなされていた場合には、商業事業所に対する本社等一括調査の対象企業にすべての事業所の調査票を配送したとしても、調査上漏れが生じないのかどうか。要するに、商業部門については統括管理事務所が一括して経営情報を管理していて、商業以外の各事業所については統括管理事務所とは別の組織が管理しているという状況があるのではないか。なければいいが、もしあるならば、商業事業所に対する本社等一括調査の対象企業に事業所・企業統計調査を同様な仕組みの中で実施しようとする、漏れが出てくるおそれが懸念されるので、確認のために伺ったわけである。

竹内会長) 今の舟岡委員からの御質問の趣旨であるが、私の理解によれば、商業事業所に関して本社一括支援システムを持っている企業については、本社から商業統計調査の情報はまとめていただくことになる。しかし、もしその会社がほかの産業の事業所を持っていた場合は、それはそれぞれの事業所からとって報告するということになるのではないか。その会社の持っている全部の事業所を一括して報告していただくというわけではないというふうに私は理解しているが、どうなのか。

仲田参事官) 商業事業所で本社一括調査を採用される企業にあっては、ぶら下がりの事業所は商業以外にも含めて、できればいただきたいと考えている。

竹内会長) 全部か。

仲田参事官) はい。

竹内会長) そうだとすると、私も舟岡委員と同じようにちょっと疑問を感じる。

舟岡委員) 逆にすべての事業所を一括で調査しないと、かえって紛れが出てくると思う。

竹内会長) そうすると、ほかの産業でも本社一括調査を望むものは望むということにならないか。

舟岡委員) 先ほど1点目に伺ったのはその可能性を探る趣旨であり、商業統計調査については事前に一括調査の希望を聞いている。同様に、事業所・企業統計調査についても、本社一括調査を希望するところについては、何かそういうやり方を導入できないかという含みで伺った次第である。

上杉課長) その点について私どもの考え方を申し上げますと、事業所・企業統計調査の調査項目というのは、基本的に経理項目はない。むしろ、従業者数欄のように、現場だからこそ知り得るような情報の方が多いわけであり、そういう意味では本社一括調査は基本的になじまないと思っている。ただ、今回は同時実施ということであり、そのような対応はできないため、商業統計調査といわば道連れという対応だと御理解いただきたいと思う。

竹内会長) 私も伺いたいことがあるが、まず一つは、プレプリントしたところを確認して、「変更などがあれば必ず訂正してください」ということだが、確認したというチェック欄はあるのか。つまり、「以上のとおりで相違ありません」というチェック欄はある

のか。

上杉課長) 特に設けることは考えていない。

竹内会長) というのは、ちょっと心配なのは、先ほどのお話によると、プレプリントを書いているところは、調査票も送って、そのまま返ってきてしまう。そうすると、向こうはこう書いてあるというままで、それに変更があった場合に記入されないケースがかなり起こり得るのではないか。つまり、ちゃんと変更がないことを調査員の方が行って確認した上で「ではこれでいいですね」としていただくのならいいが、その辺は大丈夫か。

上杉課長) 御懸念はよく分かるので、少し検討させていただきたい。

竹内会長) それから、一般的には、同時実施は結構であるが、調査の考え方が違うものを一緒にやるのはちょっと難しいところがあるという気がする。例えば、サービス業はサンプルでというようになると、どういのを渡すかということについて現場でも混乱が起こるのではないか。もちろん十分指導していただけると思うが、その辺は十分慎重にやっていただかないと、何か問題が起こりそうな気がするので、十分御注意いただきたい。

先ほど、篠塚委員が御指摘になった「下請・派遣従業者」の総数のところであるが、私の感じでは、2本棒を左の方へ移して、総数というのを書いて、総数の右側に「左のうち、派遣又は下請として他の会社で働いている人」と書き、さらに縦の棒を引いて、その右側に「他の会社からの受入れ従業者」というように書いた方が、概念的には分かるのではないかなと思う。何となく「派遣・下請従業者」というところで外から受け入れている方という書き方よりもいい気がするが、その辺は十分御検討いただければよろしいのではないかなと思う。

とにかく、私なども、これは年のせいかもしれないが、全体として文字が小さくて見にくい、ちょっと見にくそうだなという気がするので、これはなるべくお考えいただきたいと思う。

西村委員) 表章については、参考17で、標本データに基づく集計ということで、全国、都道府県、県庁所在市、14大都市、人口30万以上市ということであるが、ちょっと私が心配しているのは、新設事業所に関しては全国の6分の1の調査区ということであり、これで人口30万人以上の都市でも大丈夫なのかなという気がする。その点は、しっかり御検討されたと思うが、確認だけしたいと思う。

竹内会長) 6分の1でいいのではないかな。

上杉課長) もちろん検討した。できれば新設の事業所はオールジャパンからとりたいという思いは持っているが、やはり3調査同時実施における現場での対応という両面から考えた場合に、ここがぎりぎりの線であると判断し、6分の1の調査区の抽出で、しかも30人以上という設計をしたところである。御懸念の点は、精度面でもクリアできるという検討の下に、こういう考え方をとっている。

西村委員) これは、30万人以上の市だとすると、どのくらいの誤差になるのか。

上杉課長) その点については、また部会で資料を出させていただきたいと思う。

竹内会長) そのあたりは、部会で十分御検討いただきたいと思う。

それでは、本件については、運輸・流通統計部会及び企業統計部会の両部会で審議

していただくこととし、西村部会長、舟岡部会長、宜しく願います。

(4) 部会の開催状況

1) 農林水産統計部会

平成15年6月26日に開催された第88回農林水産統計部会（議題：「農林経営統計調査の改正について」）の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 鉱工業・建設統計部会

平成15年6月19日に開催された第74回鉱工業・建設統計部会（議題：「経済産業省生産動態統計調査の改正について」）の開催結果については、清水部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) ちょっと背景を御説明させていただく。

指定統計調査等に関することであっても、いわゆる軽微な案件というのは、統計基準部の判断において承認していただくということになっている。こういう案件はたくさんあるわけだが、ただ、案件によっては、それが果たして軽微な案件であるかどうかということ自体がはっきりしない、必ずしも初めから明確でないというものもあると思うので、それについては、基準部の方から会長及び関連の部会長などに御相談いただくことになっている。そして、その上で、問題がそれほど軽くないと考えるものについては、場合によっては関連の部会を開いていただいて御意見を頂くということもあり得ると思っており、実はこの生産動態統計調査にかかわる印刷業を新たに調査しているという件については、単に形式的に軽微案件として処理するというわけにもいかない性質のものであると判断して、鉱工業・建設統計部会でその点についての審議をしていただいたわけである。その結果として、改めて統計審議会に正規の案件としてかけて議論していただくには及ばないというのが部会の方の御判断でもあるし、それを部会長が受けられて、いわゆる軽微案件として承認するということでよろしいということであるので、私もそういう形で処理させていただければよいと思う。

というわけで、結果としては報告事項的になると思うが、この統計審議会にかけないでいいかということを経済審議会承認していただくのは変な話であるから、そういう審議事項ではないということにさせていただきたいと思う。

(5) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び山本統計審査官から、平成15年6月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「法人企業統計調査」、「海面漁業生産統計調査」、「製材統計調査」、「漁業センサス」、「農林業センサス」、「牛乳乳製品統計調査」、「作物統計調査」、「農業経営統計調査」、「小売物価統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「農業構造動態調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料6による報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 大部分は形式的なことだと思うが、農業構造動態調査で毎回変更してということだが、今回というのは、こういうことは今回だけであって、毎回色々違うわけなのか。

山本統計審査官) 基本構造動態調査というものと地域就業等構造調査というものの2種類が

同じ調査体系の中にある。農林業センサスとの関連を見ると、基本構造動態調査の方が関連があるということで、この調査を密接関連の調査として挙げているが、今回の承認にかかわるのはもう一方の地域就業等構造調査の方であり、これについては毎年テーマが変わっている。同じ調査の中で行われていたものを変更しているということで、御報告をしているところである。

竹内会長) 基本構造動態調査の方は変更ないのか。

山本統計審査官) 今回の変更とは関係ない。